

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
6月5日
(火曜日)

目次

○告示

小郡インター流通団地土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）
下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）



山口県告示第二百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、
小郡インター流通団地土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 土地区画整理組合の名称
小郡インター流通団地土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
山口市小郡下郷一二二五番地の二
- 三 設立認可の年月日
平成八年九月十日
- 四 変更の内容
事業施行期間を平成八年九月十日から平成三十五年三月三十一日までとする。
- 五 変更認可の年月日
平成三十年六月五日

山口県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市
計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年六月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

下関市田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、名池町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、西入江町、幸町、桜山町、大平町、筋川町、筋ヶ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、関西本町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、山の口町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、春日町、新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地西町、大和町一丁目、大和町二丁目、赤間町、西観音町、東観音町、上条町、神田町一丁目、神田町二丁目、西神田町、東神田町、山手町、栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目、向山町、東向山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、羽山町、大坪本町、汐入町、金比羅町、武久町一丁目、武久町二丁目、山の田本町、山の田中央町、山の田東町、山の田西町、山の田北町、山の田南町、大
学町一丁目、大学町二丁目、大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三

町一丁目、田倉御殿町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目、新椋野一丁目、新椋野二丁目、新椋野三丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、永田本町四丁目、木屋川一丁目、木屋川二丁目、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、大字垢田、大字有富、大字石原、大字楠乃、大字豊浦村、大字前田、大字伊倉、大字宇部、大字綾羅木、大字田倉、大字秋根、大字勝谷、大字藤ヶ谷、大字松小田、大字才川、大字小月町、大字清末、大字吉見下、大字福江、吉見竜王町、大字永田郷、大字吉田地方及び大字吉田

平成三十年六月五日
發行

發行
人所

山口
県知事
庁